

## 自立の概念

- ① 経済的自立 → 就労による経済的自立等
- ② 日常生活自立 → 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
- ③ 社会生活自立 → 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

※「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」において定義

※このほか、「被保護者就労準備支援事業(一般実施分)の実施について」(平成27年4月9日社援保発第0409第1号保護課長通知)で、次のとおり記載  
就労は、本人にとっても、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活における自立や社会生活における自立にもつながる営みとして被保護者の課題を解消するということにもつながるものである。

## 議論の経緯

「生活保護法の解釈と運用」(小山進次郎著) ※生活保護法第1条に規定する「自立の助長」の解釈

→ 「凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。」

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」(平成16年12月) ※この報告書を基に「自立支援プログラムの基本方針について」を发出

→ 「自立支援」とは、社会福祉法の基本理念にある「**利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの**」を意味し、就労による経済的自立のための支援(就労自立支援)のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援(日常生活自立支援)や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援(社会生活自立支援)をも含むものである。

「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」(平成22年7月)

→ 3つの自立は並列の関係にあるとともに、相互に関連するもの。

- ・稼働年齢層の者に対する就労支援についても、生活保護受給者の状況に応じて、就労支援のみならず、まずは日常生活支援や社会生活支援などに結びつけていくという理解が重要。
- ・職業体験や技能習得や社会的就労などの無給労働を通して、段階的に就労に向けたステップを踏んでいく効果、ボランティア等を通じた社会参加の機会を作り、自尊心や他者に感謝される実感を高めていくことで、元々持っている力が発揮できる効果が明らかになりつつある。

## (参考) 生活困窮者自立支援制度の自立の考え方

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊心を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。